



域を変更する。

その関係図面は、平成16年9月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉 名 八 女 線	玉名郡三加和町大字中和仁字鬼丸 1393 番 地先から 同 所 同 字 1388 番 2 地先まで	前	4.4 ～ 11.5	53.0	単道改
			後	5.2 ～ 12.4	53.0	
"	牛 深 天 草 線	牛深市二浦町亀浦字女房河内 4309 番 2 地先から 同 所 同 字 4312 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 8.1	58.0	"
			後	8.8 ～ 25.5	58.0	

2 区域変更する期日 平成16年9月15日

熊本県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年9月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字瀬田字宮ノ前 29 番 地先から 同 所 字居屋敷 965 番 地先まで	760.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年9月15日

熊本県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年9月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	龍ヶ岳 御所浦線	天草郡御所浦町字花岡山 4393 番 1 地先から 同 所 字梅実迫 4976 番 12 地先まで	1,110.0	離地道改

2 供用開始する期日 平成16年9月17日

**熊本県告示第 933 号**

旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく中央町道の改築工事が次のとおり完了したので、旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成2年政令第91号）第8条第2項の規定により告示する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延長 (メートル)	完了年月日
中央町道乙女線	(起点) 下益城郡中央町大字中郡字中蓮寺 472番1地先 (終点) 上益城郡甲佐町大字仁田字道上 762番4地先	530.0	平成16年9月15日

**熊本県告示第 934 号**

昭和49年10月30日熊本県告示第912号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成16年11月1日から適用する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第8号）第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

氷川ダム鳥獣保護区の項中「2 区域 八代郡泉村の国道443号と村道矢山線との交点を起点とし、同国道に沿って北東へ進み、県道小川泉線との交点に至る。同所から同県道橋に沿って南西へ進み、氷川にかかる農道白岩戸橋との交点に至る。同所から右折し、同橋に沿って西に進み、県有地（氷川ダム敷地）と民有地の境界に至る。同所から右折し、同境界に沿って北西へ進み、村道矢山線との交点に至る。同所から同村道に沿って北西へ進み、氷川ダムサイド（同村道）を通過し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 八代郡泉村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

菊池鳥獣保護区の項中「2 区域 菊池市隈府の県道柿谷菊池線と国道387号との交点を起点とし、同県道に沿って北へ進み、市道大柿太田線との交点に至る。同所から右折し、同市道に沿って南東へ進み、国道387号との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って南西へ進み、運動公園管理道の交点に至る。同所から左折し、同管理道に沿って南東へ進み、県道日生野隈府線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って南西へ進み、県道二重峠菊池線との交点に至る。同所から右折し、県道二重峠菊池線に沿って北西へ進み、国道387号との交点に至る。同所から同国道に沿って北西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

宇城鳥獣保護区の項中「2 区域 下益城郡城南町大字阿高の国道266号と主要地方道宇土甲佐線との交点を起点とし、同国道に沿って南へ進み、松橋町道464号線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って南西へ進み、国道218号との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って、西へ進み、国道3号との交点に至る。同所から右折し、国道3号に沿って北西へ進み、主要地方道宇土甲佐線との交点に至る。同所から右折し、同主要地方道に沿って東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 下益城郡城南町、富合町、松橋町、宇土市、宇土郡不知火町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

村山鳥獣保護区の項中「2 区域 人吉市下城本町の市道城本下城本線と市道瓦屋中林線との交点を起点とし、市道瓦屋中林線に沿って北西へ進み、福川との交点に至る。同所から福川に沿って北へ進み、市道下林北願成寺線との交点に至る。同所から右折し、同市道に沿って東へ進み、市道城本井ノ口線との交点に至る。同所から右折し、市道城本井ノ